

(地Ⅲ32)

平成26年4月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 道 永 麻 里

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する
Q&Aの改訂について（改訂2版）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&Aについて」の通知につきましては、平成26年3月11日付（地Ⅲ234）にて貴会宛てにお送りさせていただきました。

今般、Q&Aの修正加筆がなされ、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室より本会にも通知がありました。

また、市町村国保及び国民健康保険組合における消費税引上げに伴う特定保健指導費用の取扱いにつきましても、臨時対応を行うこととなり、別添のとおり国民健康保険中央会より都道府県国民健康保険団体連合会事務局長宛てに通知がなされ、本会にも情報提供がありましたので、併せてお送り申し上げます。

なお、都道府県国民健康保険団体連合会によっては、今般、国民健康保険中央会から示された臨時対応と異なる対応となることがありますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

また、国立保健医療科学院が提供しているフリーソフトを活用し、平成25年度契約に基づく特定保健指導費用の年度またぎの請求事務をされる場合には、Q&A第2版の2-4（A）に記載されております点にご留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係会員等への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【参考】厚生労働省ホームページ 特定健診・特定保健指導に関する通知掲載
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03j.html>

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 22 日

日本医師会 御中
健康保険組合 御中
全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A の改訂について
(改訂 2 版)

消費税率の引き上げ等に伴う特定保健指導費用の実務的な取扱いに関しては、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A について」(平成 26 年 3 月 7 日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)の「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A」においてお示ししているところですが、今般、修正加筆を行い、第 2 版として改訂しましたので、これらを参考に適切な対応方、ご配慮願います。

なお、今回の改訂における追加・修正は下記のとおりです。

記

1. Q 1 - 6 として、保健指導が途中終了となった場合の取扱いを追加
 2. Q 2 - 2 について、国民健康保険団体連合会を代行機関とする場合の取扱いを追加
 3. Q 2 - 4 について、フリーソフト Ver. 5.0 のリリースによる修正
 4. Q 2 - 10 として、委託料単価の設定における端数整理の取扱いを追加
 5. 参考資料について、国民健康保険連合会における支払の流れを追加
- ※ これら修正箇所は別添において朱書きとしています。

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 22 日

都道府県
民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A の改訂について
(改訂 2 版)

消費税率の引き上げ等に伴う特定保健指導費用の実務的な取扱いに関しては、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A について」(平成 26 年 3 月 7 日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)の別添「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A」においてお示ししているところですが、今般、修正加筆を行い、別添のとおり、改訂第 2 版として改訂しましたので、貴管下の市町村保険者及び国民健康保険組合へご周知願います。

なお、今回の改訂における追加・修正は下記のとおりです。

記

1. Q 1 - 6 として、保健指導が途中終了となった場合の取扱いを追加
 2. Q 2 - 2 について、国民健康保険団体連合会を代行機関とする場合の取扱いを追加
 3. Q 2 - 4 について、フリーソフト Ver. 5.0 のリリースによる修正
 4. Q 2 - 10 として、委託料単価の設定における端数整理の取扱いを追加
 5. 参考資料について、国民健康保険連合会における支払の流れを追加
- ※ これら修正箇所は別添において朱書きとしています。

別添

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q&A
(平成 26 年 4 月 22 日 改訂 2 版)

※ 当該 Q&A は、今後、保険者及び保健指導の実施機関等のご意見等に応じた見直しを随時行い、改訂する。

厚生労働省 保険局 総務課 医療費適正化対策推進室

目次

1 特定保健指導に係る消費税率適用の考え方について

- 1-1 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。
- 1-2 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。
- 1-3 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。
- 1-4 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。
- 1-5 平成26年4月1日をまたいで実施される特定保健指導に係る自己負担への消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。
- 1-6 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施したが、3ヶ月以上の継続的な支援の実施中に途中終了（脱落・資格喪失）となった場合、消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。（積極的支援のケース）

2 保健指導実施機関における請求事務の取扱いについて

（消費税率引き上げ時に伴う取扱い）

- 2-1 平成25年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成25年度中に終了した場合の当該指導費用の請求方法はどのように行うのか。
- 2-2 平成25年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施した場合の当該指導費用の請求方法はどのように行うのか。
（設問「1-1及び1-3」のケース）
- 2-3 平成25年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成26年4月1日以降になってから実施した場合の請求方法はどのように行うのか。
（設問「1-2及び1-4」のケース）
- 2-4 国立保健医療科学院が提供しているフリーソフトについて、今般の消費税率引き上げに対応した改修は行われるのか。

2-5 平成25年度契約単価に消費税率8%が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求する際、月遅れ請求分や平成26年度契約に基づく請求分と分けて請求する必要があるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

2-6 今般の消費税率引き上げに伴い、平成25年度委託契約書の見直しを行う必要があるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

2-7 平成25年度契約単価に消費税率8%が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、当該基金において請求金額(8%課税後の額)等の確認は行われるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

2-8 平成25年度契約単価に消費税率8%が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求すべきところ、誤って平成25年度契約単価のまま(消費税率5%が適用された額)で請求してしまった場合、どのような取扱いとなるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

2-9 平成25年度契約単価に消費税率8%が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、その後の特定保健指導の実施機関への支払いはどのような取扱いとなるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

2-10 国で示している集合契約における標準的な契約書(集合契約B)のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月をまたいで特定保健指導を実施することにより、5%の消費税率を含む形で定めた1人当たり委託料単価を8%の消費税率適用に見直す場合の端数の取扱いはどうなるのか。

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&A

消費税率の引き上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関しては、「消費税率の引上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用における消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年2月6日付け保総発0206第1号厚生労働省保険局総務課長通知）の別紙において示しているところである。今般、同通知中において示すこととしていた保険者及び保健指導の実施機関等における具体的な費用決済の方法等に係るQ&Aについて以下のようにとりまとめたので、これらを参考に適切な対応を行うようお願いする。

1 特定保健指導に係る消費税率適用の考え方について

1-1 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。

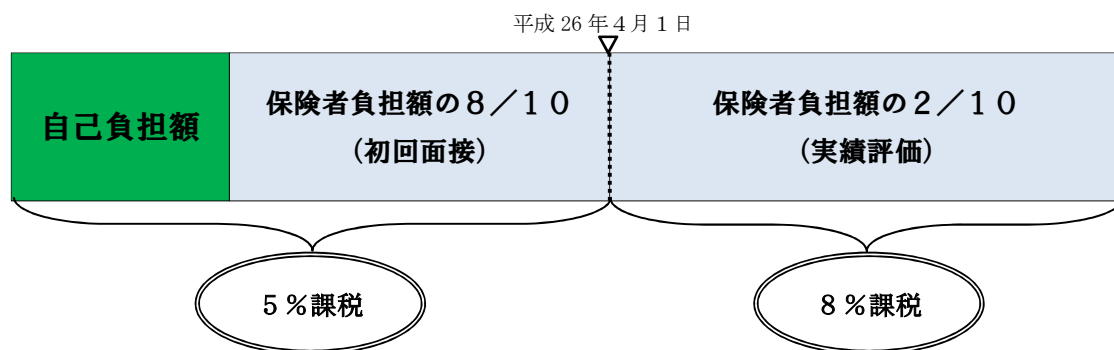
(A)

特定保健指導に係る自己負担については、実施機関が初回時の面接による支援終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（5%）が適用される。

一方、保険者負担額については、保険者負担額の8/10相当額については5%の消費税率が適用され、保険者負担額の2/10相当額については8%の消費税率が適用される。

なお、上記の取扱いに関しては、国税庁及び公正取引委員会において確認済みである。

(注) 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施される特定保健指導であっても、その契約内容が集合契約Bと同様の費用決済方法である場合には、消費税率の適用は、上記に準じた取扱いとなる。



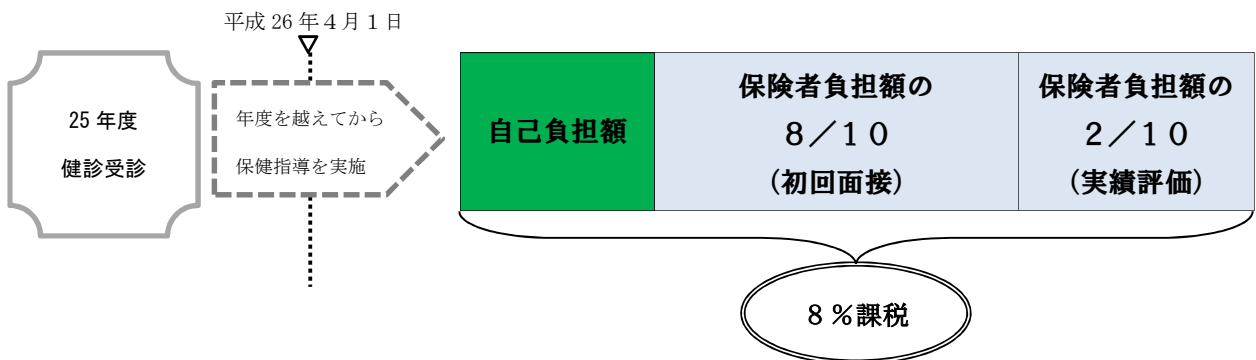
1-2 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。

(A)

特定保健指導に係る自己負担については、実施機関が初回時の面接による支援終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（8%）が適用される。また保険者負担額についても、保険者負担額の8/10相当額及び保険者負担額の2/10相当額の消費税率はともに8%が適用される。

なお、上記の取扱いに関しては、国税庁及び公正取引委員会において確認済みである。

(注) 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施される特定保健指導であっても、その契約内容が集合契約Bと同様の費用決済方法である場合には、消費税率の適用は、上記に準じた取扱いとなる。



1-3 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。

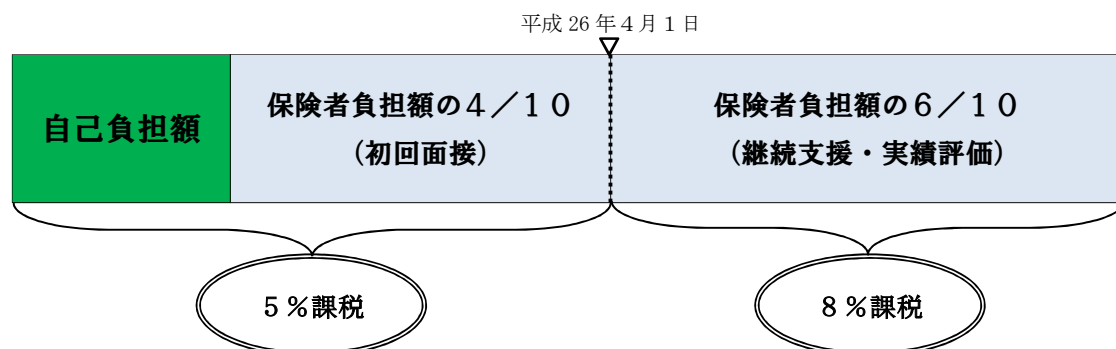
(A)

特定保健指導に係る自己負担については、実施機関が初回時の面接による支援終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（5%）が適用される。

一方、保険者負担額については、保険者負担額の4/10相当額については5%の消費税率が適用され、保険者負担額の6/10相当額については8%の消費税率が適用される。

なお、上記の取扱いに関しては、国税庁及び公正取引委員会において確認済みである。

(注) 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施される特定保健指導であっても、その契約内容が集合契約Bと同様の費用決済方法である場合には、消費税率の適用は、上記に準じた取扱いとなる。



1-4 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。

(A)

特定保健指導に係る自己負担については、実施機関が初回時の面接による支援終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（8%）が適用される。また保険者負担額についても、保険者負担額の4/10相当額及び保険者負担額の6/10相当額の消費税率はともに8%が適用される。

なお、上記の取扱いに関しては、国税庁及び公正取引委員会において確認済みである。

(注) 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施される特定保健指導であっても、その契約内容が集合契約Bと同様の費用決済方法である場合には、消費税率の適用は、上記に準じた取扱いとなる。



1-5 平成26年4月1日をまたいで実施される特定保健指導に係る自己負担への消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。

(A)

特定保健指導に係る自己負担については、実施機関が初回時の面接による支援終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（平成26年3月31日までは5%）が適用される。

なお、上記の取扱いに関しては、国税庁及び公正取引委員会において確認済みである。

1-6 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月1日をまたいで実施したが、3ヶ月以上の継続的な支援の実施中に途中終了（脱落・資格喪失）となった場合、消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。（積極的支援のケース）

(A)

脱落による途中終了の場合、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き3-5-2 途中終了（脱落・資格喪失等）の取扱い」（以下、「手引きにおける取扱い」という。）①の脱落確定日（※1）が、保健指導機関による役務の提供が終了した日となるため、脱落確定日が平成26年4月1日以降である場合には、継続的な支援に関して支払われる委託料には8%の消費税率が適用される。

また、退職など資格喪失による途中終了の場合、手引きにおける取扱い②の利用停止の日付（※2）が、保健指導機関による役務の提供が終了した日となるため、利用停止の日付が平成26年4月1日以降である場合には、継続的な支援に関して支払われる委託料には8%の消費税率が適用される。

※1 実施予定日に利用がなく、代替日の設定が無い、あるいは代替日も欠席する等の状態で、最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過した時点で、保健指導機関から医療保険者及び利用者（対象者）に脱落者として認定する旨を通知する。脱落認定の通知後2週間以内に利用者（対象者）から再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、保健指導機関から医療保険者に確定した旨を通知。（手引きにおける取扱いより抜粋。）

※2 資格喪失となることが明らかとなった時点で、医療保険者は、保健指導実施中の委託先保健指導機関および利用者（対象者）に資格喪失による利用停止（及びその日付）を通知する。（手引きにおける取扱いより抜粋。）

(注) 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施される特定保健指導であっても、その契約内容が集合契約Bと同様の費用決済方法である場合には、消費税率の適用は、上記に準じた取扱いとなる。

2 保健指導実施機関における請求事務の取扱いについて

(消費税率引き上げ時に伴う取扱い)

2-1 平成 25 年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成 25 年度中に終了した場合の当該指導費用の請求方法はどのように行うのか

(A)

平成 25 年度契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。

※すべての保険者（市町村国保、国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会）において共通の取扱い。

2-2 平成 25 年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成 26 年 4 月 1 日をまたいで実施した場合の当該指導費用の請求方法はどのように行うのか。

（設問「1-1 及び 1-3」のケース）

(A)

消費税率 5 % が適用される特定保健指導費用については、すべての保険者において平成 25 年度契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。

消費税率 8 % が適用される特定保健指導費用については、平成 25 年度契約単価に消費税率 8 % が適用された額を用いた決済代行を行うことになるが、その取扱いは保険者によって以下の通り異なる。

① 国民健康保険団体連合会を代行機関とする市町村国保及び国民健康保険組合については、消費税 5 % が適用された平成 25 年度契約単価による請求を連合会へ行うこととなる。その後、消費税差額分の追加払いが行われる。

なお、上記①の市町村国保及び国民健康保険組合に係る決済代行事務取扱いに関して不明点が生じた場合には、都道府県国民健康保険団体連合会において照会対応を行うこととしている。

② 社会保険診療報酬支払基金を代行機関とする被用者保険（健康保険組合及び全国健康保険協会）については、平成 25 年度契約単価に消費税率 8 % が適用された額の請求を当該基金へ行うことになる。

なお、上記②の被用者保険（健康保険組合及び全国健康保険協会）に係る決済代行事務取扱いに関して不明点が生じた場合には、社会保険診療報酬支払基金本部において照会対応を行うこととしている。

各々の支払いの流れについては、別添（参考：請求・支払事務の流れ）を参照されたい。

(注) 上記は国で示している集合契約Bに係る請求方法に関する取扱いを示したものであり、その他、保険者と特定保健指導の実施機関との直接契約（個別契約）等に基づき実施する当該指導費用の請求方法の取扱いについては、個別に保険者に確認されたい。

2-3 平成25年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成26年4月1日以降になってから実施した場合の請求方法はどのように行うのか。
（設問「1-2及び1-4」のケース）

(A)

設問「2-2」と同じ。

2-4 国立保健医療科学院が提供しているフリーソフトについて、今般の消費税率引き上げに対応した改修は行われるのか。

(A)

現行のフリーソフトに今般の社会保険診療報酬支払基金が取り扱う消費税率引き上げに対応した改修を行い、平成26年3月28日に Ver. 5.0 をリリースしている。

具体的には、契約上の単価、初回面接日、実績評価日及び契約形態（個別・集合契約）を入力することにより、適用される消費税率をソフト上で判定し、その判定された適用税率によって導き出された請求額を用いて請求できる機能を実装した。（※1）

（改修後のフリーソフトの機能）

- ① 現行の平成25年度契約に基づく請求、
 - ② 平成25年度契約に基づき年度を越えて実施する特定保健指導費用の請求、
 - ③ 平成26年度契約に基づく請求、
- について、対応することが可能である。

なお、都道府県国民健康保険団体連合会へ請求する場合は、Ver. 4.1により請求することができる。Ver. 5.0により請求する場合は、手作業による計算結果の修正が必要となるので留意すること。

※1 ただし、消費税率の適用にあたって円未満の端数が生じた場合は四捨五入する仕様となっているため、各々の委託契約における端数整理のルールによっては手作業による計算結果の修正が必要となる。

※2 ②の機能を用いて都道府県国民健康保険団体連合会への請求は出来ない。

※3 特定健診・保健指導等フリーソフトについては、国立保健医療科学院（以下 URL）より提供されている。

(国立保健医療科学院 URL)

<http://kenshin-db.niph.go.jp/soft/>

2-5 平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求する際、月遅れ請求分や平成 26 年度契約に基づく請求分と分けて請求する必要があるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

(A)

同一のファイルにて請求して差し支えない。

なお、保険者と特定保健指導の実施機関との直接契約（個別契約）等に基づき実施する当該指導費用の請求方法等については、個別に保険者へ確認されたい。

2-6 今般の消費税率引き上げに伴い、平成 25 年度委託契約書の見直しを行う必要があるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

(A)

平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額を用いた請求・支払が生じることから、この取扱いに関する合意文書（覚書等）の締結等が伴うものと考えられる。

2-7 平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、当該基金において請求金額（8%課税後の額）等の確認は行われるのか。

(設問「1-1~4」のケース)

(A)

平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額の契約書又は覚書の情報は、保険者協議会から社会保険診療報酬支払基金に提供される。当該情報を当該基金の契約情報マスタに登録することにより、システム上で請求額のチェックが可能となる。

具体的には、保健指導の実施機関から平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額を用いて請求があった場合、当該基金において契約情報マスタと請求データの突合をシステム上で行い、請求単価が契約情報マスタ上の単価と一致しない請求データあるいは、契約情報マスタ上の単価に請求単価より安い単価がある請求データについては、「要確認データ」

としてシステム上、確認要求されることになり、その際に目視にて、

- ① 平成 25 年度特定健診実施結果に基づき平成 26 年 4 月 1 日以降に実施された特定保健指導であること
- ② 請求金額と平成 25 年度契約単価に消費税率 8 %が適用された額が合致していることの 2 点を確認することになる。

また、請求金額と平成 25 年度契約単価に消費税率 8 %が適用された額とが相違している場合には、電話により請求元（保健指導の実施機関）等に請求内容の確認を行うこととしている。

2-8 平成 25 年度契約単価に消費税率 8 %が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求すべきところ、誤って平成 25 年度契約単価のまま（消費税率 5 %が適用された額）で請求してしまった場合、どのような取扱いとなるのか。

（設問「1-1~4」のケース）

(A)

平成 25 年度契約単価のまま（消費税率 5 %が適用された額）で請求があった場合、当該基金において契約情報マスタと請求データの突合をシステム上で行い、請求単価と契約情報マスタ上の単価と一致し、契約情報マスタ上での最安値での請求となることから、保険者へは請求データどおり消費税率 5 %での請求となるのでご留意願いたい。

2-9 平成 25 年度契約単価に消費税率 8 %が適用された額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、その後の特定保健指導の実施機関への支払いはどのような取扱いとなるのか。

（設問「1-1~4」のケース）

(A)

毎月 5 日（祝日等の場合は翌営業日）までに保健指導の実施機関から請求のあった分については、

- ① 翌月 10 日に保険者へ請求
- ② 翌月 20 日前後に当該実施機関に支払い

といった取扱いとなる。

（具体的には、6 月 5 日までに請求のあった分については、7 月 10 日に保険者へ請求され、7 月 20 日に保健指導の実施機関へ支払いがなされる。）

2-10 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、平成26年4月をまたいで特定保健指導を実施することにより、5%の消費税率を含む形で定めた1人当たり委託料単価を8%の消費税率適用に見直す場合の端数の取扱いはどうなるのか。

(A)

既存の契約書において、特定保健指導の委託料を総額表示により、「1人当たり委託料単価（消費税含む）」として定めている場合、総額表示前の税抜価格に8%の消費税率を乗じ、その端数については、「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて（法令解釈通知）」（平成16年2月19日国税庁長官通知）により、契約当事者間において適切に定められたい（※）。

※ 総額表示の場合における消費税額の計算において生じた円未満の端数の整理については、切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれによることも可能である。（「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて（法令解釈通知）」（平成16年2月19日国税庁長官通知）より）

- 「消費税率の引上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用における消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成 26 年 2 月 6 日付け保総発 0206 第 1 号厚生労働省保険局総務課長通知) の別紙

別紙

消費税増税に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用にかかる留意事項

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5%から 8%へ引き上げられ、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等については、8%の消費税率が適用されることとなる。これに伴い、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施機関において、平成 26 年 4 月 1 日以後に実施される特定健康診査及び平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する特定保健指導の対価（費用）については、原則として、8%の税率が適用される（平成 26 年 3 月 31 日までに実施された特定健康診査の対価については、5%の消費税率が適用）。

ただし、国で示している集合契約における標準的な契約書のひな形に基づき委託契約を締結して実施している特定保健指導において、実施機関が初回面接を平成 26 年 3 月 31 日までに終了している場合の当該指導の対価の額（動機付け支援については保険者負担額の 8/10、積極的支援については保険者負担額の 4/10）については、5%の消費税率が適用される。

なお、保険者及び保健指導の実施機関等における具体的な費用決済の方法等については、今後 Q&A を発出することとしているので、併せてご了解願いたい。

<参考>

消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置等の具体的な内容については、以下の URL も参照いただきたい。

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドライン等について（公正取引委員会）

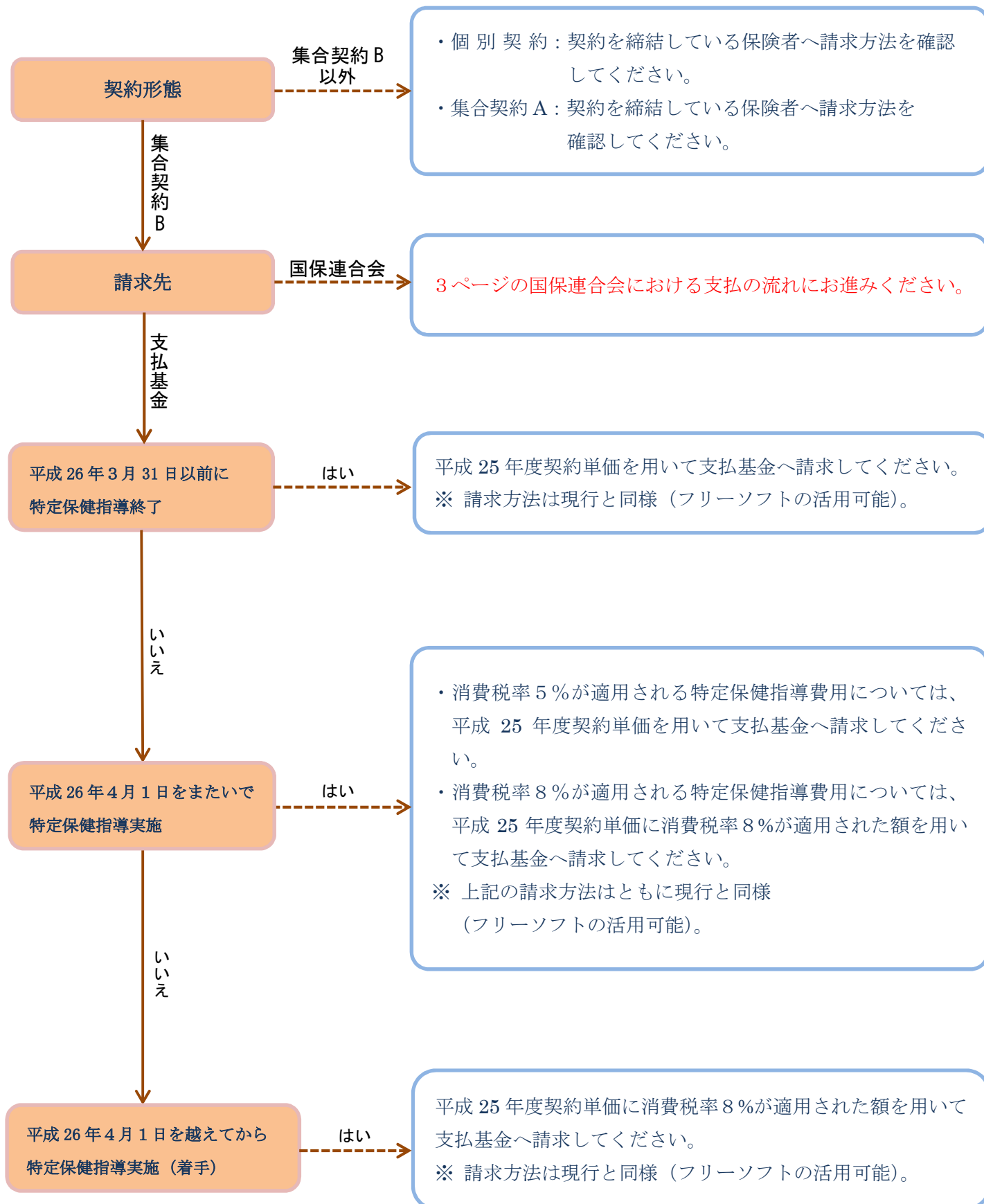
http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/tenka2.pdf

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q&A

(参考：請求・支払事務の流れ)

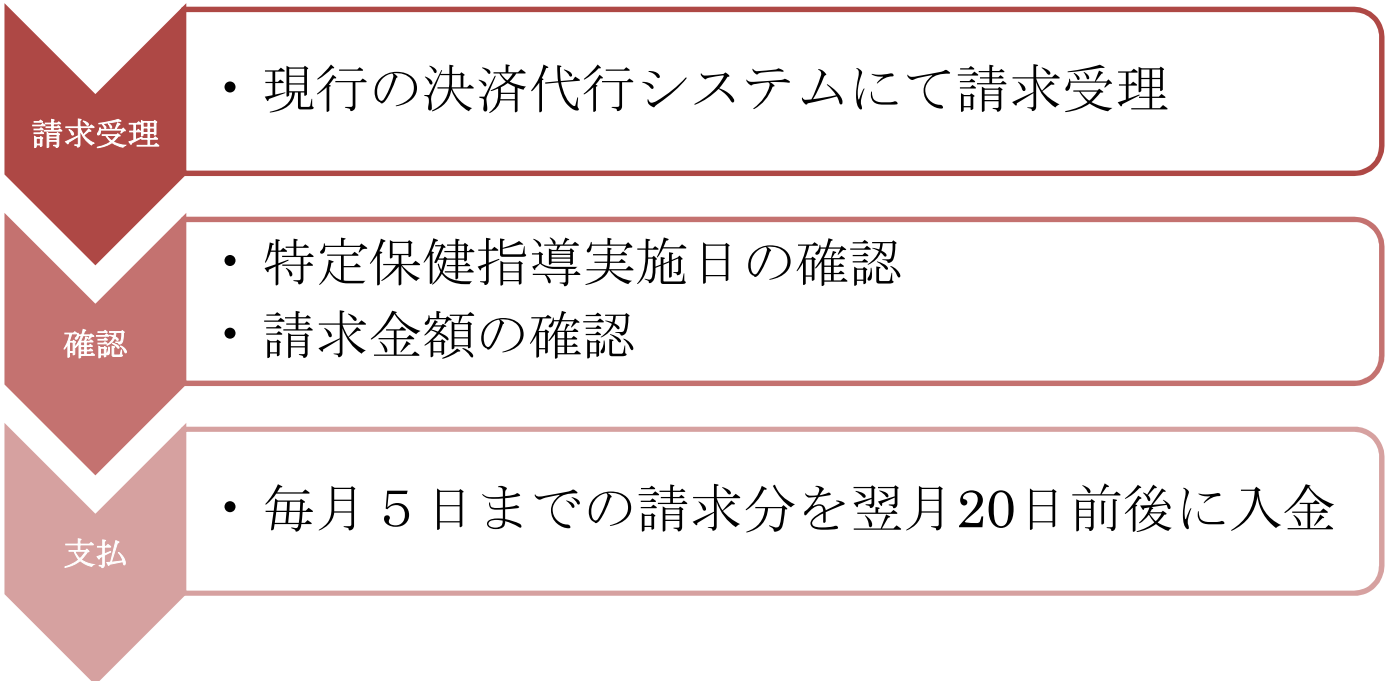
特定保健指導の実施機関における請求事務の流れ

国で示している集合契約における標準的な契約書(集合契約B)のひな形に基づき実施する特定保健指導について、平成25年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導を平成26年度になってから終了した場合の当該指導費用の請求方法



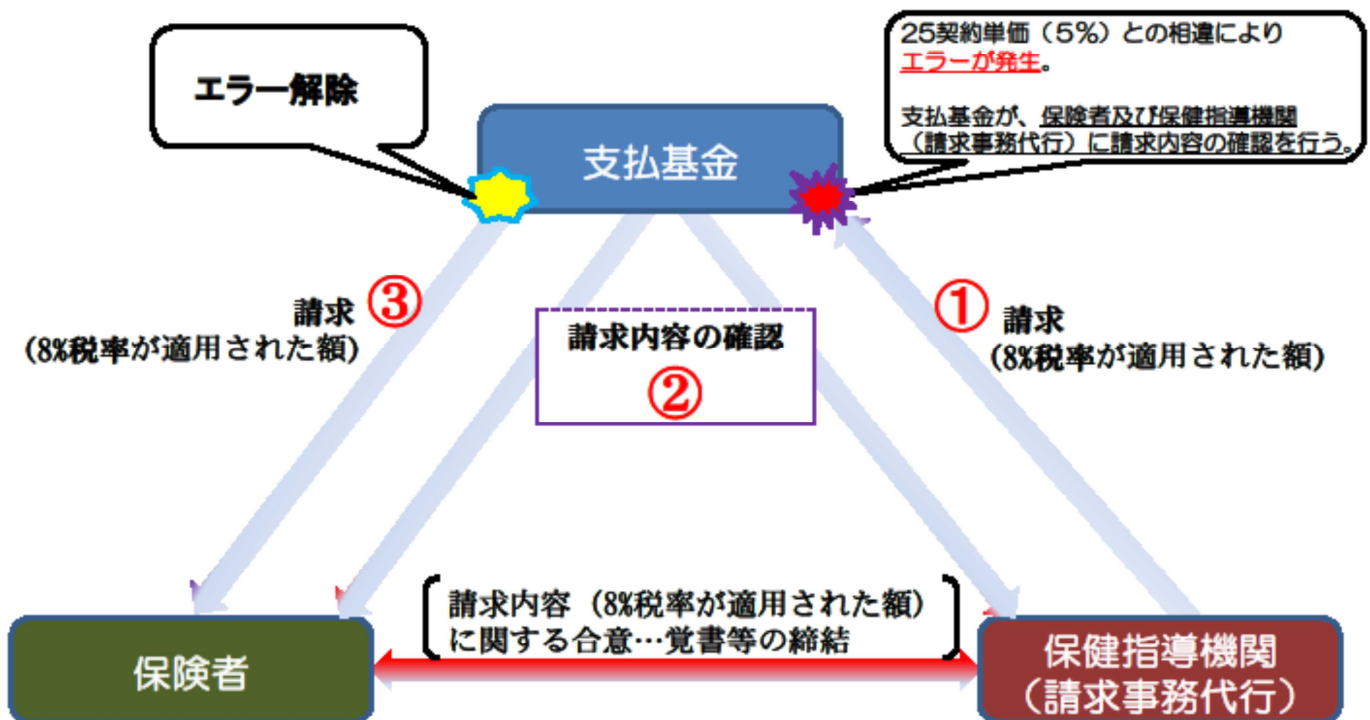
社会保険診療報酬支払基金における支払の流れ

国で示している集合契約における標準的な契約書(集合契約B)のひな形に基づき実施する特定保健指導について、平成25年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導を平成26年度になってから終了した場合の当該指導費用の支払方法



支払基金における決済代行事務（請求までの流れイメージ）

(例) 平成25年度健診（契約）に基づく保健指導を年度を越えて終了した場合



※ エラー解除によって請求されたものであっても、保険者の審査により返戻事項が判明した場合には、返戻されることがある。

国保連合会における支払の流れ

【第1段階】：〈消費税率5%を適用した請求・支払〉

保健指導機関は、従前どおり、「保健指導委託料（消費税5%を含む）」の金額を請求する。

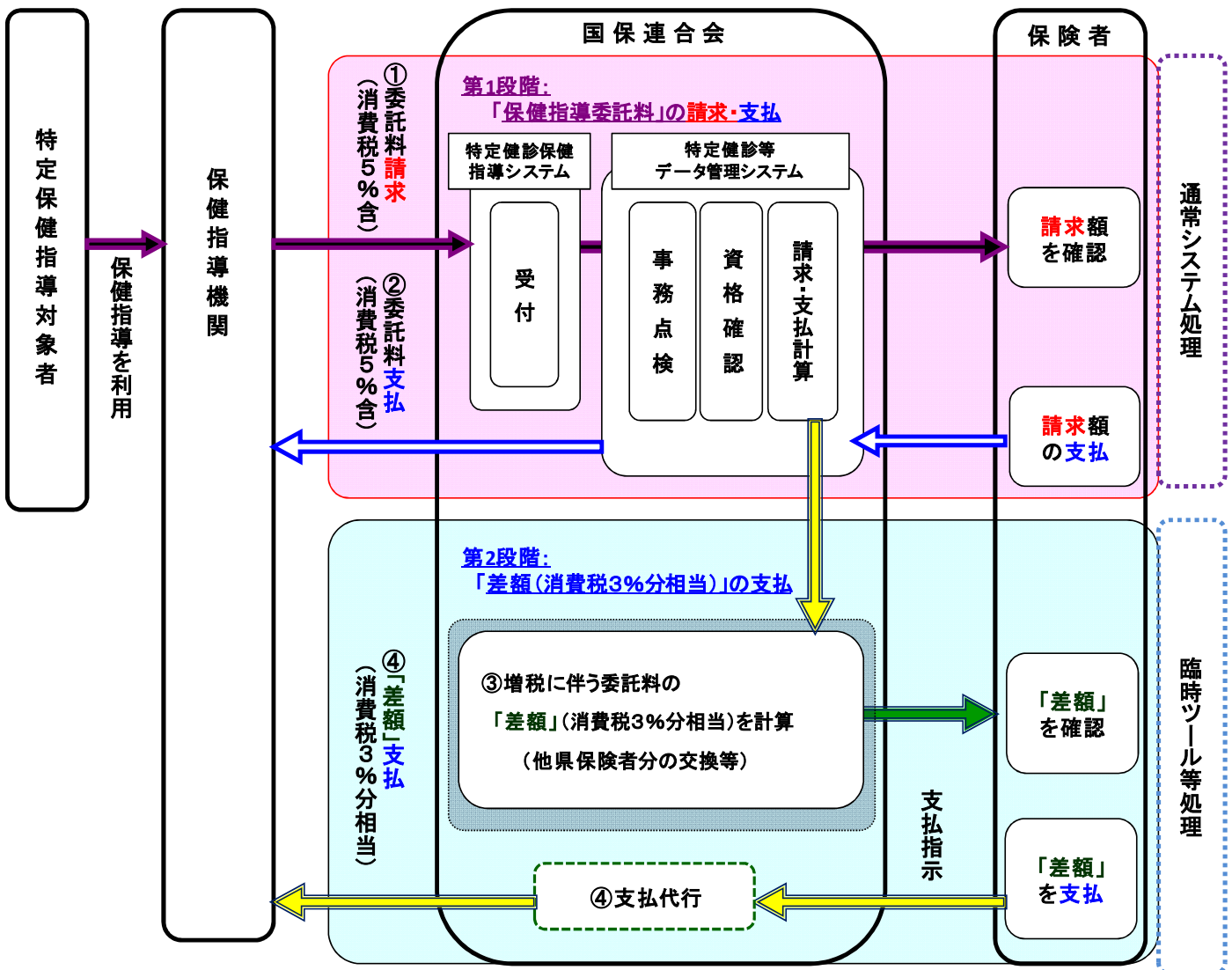
国保連合会は、請求内容の点検・確認（保険者への確認を含む）の後、「保健指導委託料（消費税5%を含む）」の金額を保健指導機関に支払う。

【第2段階】：〈差額（消費税3%分相当）の支払〉

国保連合会は、消費税8%を適用すべき保健指導委託料の請求について、既に【第1段階で】払込が完了している「保健指導委託料（消費税5%を含む）」の金額との「差額（消費税3%相当）」を計算する。

国保連合会は、計算内容を確認（保険者への確認を含む）のうえ保健指導機関への「差額（消費税3%相当）」の支払を行う。

「差額（消費税3%相当）」の支払時期は、第1回支払を平成26年10月、第2回を平成26年12月、第3回を平成27年3月、第4回を平成27年6月に行う。



国保中発第237号

平成26年4月23日

都道府県

国民健康保険団体連合会事務局長 殿

国民健康保険中央会

事務局長 坪田 忠雄

(公印省略)

消費税率引上げに伴う平成25年度契約に基づく特定保健指導の費用の
請求支払に関する臨時対応について

本会の業務につきましては、日頃からご支援、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの消費税率引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いについては、本年2月6日付保総発0206第1号厚生労働省保険局総務課長通知及び3月7日付け同課医療費適正化対策推進室事務連絡により、その要領が示され、平成26年4月1日以後に実施する特定保健指導の費用については、原則として8%の税率が適用されることとなります。

現在、特定健診・特定保健指導の費用については、年度当初に締結された委託契約に基づく消費税込み価格による契約単価が適用されておりますが、現行の特定健診等データ管理システムでは、年度途中で契約金額を変更することを想定しておりません。

このため、今回の年度をまたがる特定保健指導の費用に関する請求支払については、下記により臨時的に対応することといたしますので、保険者、特定保健指導実施機関等への周知方につき、よろしくご配慮をお願い申し上げます。

また、特定保健指導については、厚生労働省から示された契約書のひな型を参考として、保険者と特定保健指導実施機関との間で委託契約が締結されていると承知しておりますが、今回の臨時対応に際して、当該契約を補完するための覚書を締結する場合の覚書例を、別添1(集合契約の場合)及び別添2(個別契約の場合)のとおり作成いたしましたので、業務の参考としていただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、今回の臨時対応による請求支払方法及び覚書例につきましては、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

記

消費税率引き上げに伴う年度をまたがる特定保健指導の対価に関する請求支払への対応について(別添資料参照)

1.第1段階 消費税率5%を適用した請求・支払

特定保健指導実施機関は、従前どおり、「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額を請求し、国保連合会は、請求内容の点検・確認(保険者への確認を含む)の後、「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額を保健指導機関に支払う。

2.第2段階 差額(消費税3%分相当)の支払

上記1の第1段階の請求支払方法に加え、「臨時ツール」を作成し「(ア)データ抽出(イ)支払額計算(ウ)支払データの作成」を「臨時ツール等処理」として行う。

国保連合会は、消費税8%を適用すべき保健指導委託料の請求について、既に【第1段階】で支払が完了している「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額との「差額(消費税3%分相当)」を計算し、計算内容を確認(保険者への確認を含む)のうえ、保健指導機関への「差額(消費税3%分相当)」の支払を行う。

<注>他県保険者の被保険者分については、国保中央会にて集約し、保険者所在県の国保連合会に送付する。

3.支払時期

「差額(消費税3%分相当)」の支払時期は、ツールの開発期間及び国保連合会・国保中央会の臨時作業期間等を考慮し、第1回支払を平成26年10月、第2回を平成26年12月、第3回を平成27年3月、第4回を平成27年6月に行う。

(本件担当)

企画・保健部保健事業課

TEL:03-3581-6825 FAX:03-3581-3523

E-mail: cyousa@kokuho.or.jp

共同電算部共同電算課

TEL:03-3581-3601 FAX:03-3581-2377

E-mail: dev89@kokuho.or.jp

**消費税率引き上げに伴う年度をまたがる
特定保健指導の対価に関する請求支払への対応について(案)**

- 1 平成 26 年 4 月 1 日より、消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられる。
- 2 特定保健指導について、「集合契約における標準的な契約書のひな形」に基づいて平成 25 年度の委託契約を締結している場合、「初回面接」が平成 26 年 3 月 31 日までに実施されているときは、初回面接の対価に「5 %」が適用されるが、平成 26 年 4 月以降に「実績評価」が行われたときは、実績評価に係る単価に「8 %」が適用される。また、平成 26 年 4 月以降に「初回面接」が行われたときは、初回面接及び実績評価に係る単価に「8 %」が適用される。
- 3 特定保健指導の契約単価は、現行システム上、保険者において次のいずれかを適用することとなっている。なお、国保は個別契約が主となっており、年度をまたいで実施する保健指導の契約単価は契約で選んでいる。

特定保健指導の契約年度の契約単価
初回面接の実施年度の契約単価

- 4 次の場合については、現行システムで処理することができないことから、新たな対応が必要となる。
初回面接が 26 年 3 月以前 (5 % を適用) で、実績評価が 26 年 4 月以降 (8 % を適用) の場合
25 年度の特定保健指導の契約単価 (5 % を適用) を利用する場合で、初回面接が 26 年 4 月以降 (8 % を適用) の場合

特定健診実施日	特定保健指導の契約年度とシステムで利用する契約単価	特定保健指導実施日		消費税差額 対応の要否
		初回面接	実績評価	
H26 年 3 月以前	契約年度である H25 年度 (5%) 契約単価を使用する場合	H26 年 3 月以前 (5%)	H26 年 3 月以前 (5%)	初回分: 否 最終分: 否
	契約年度である H25 年度 (5%) 契約単価を使用する場合	H26 年 3 月以前 (5%)	H26 年 4 月以降 (8%)	初回分: 否 最終分: 要
	契約年度である H25 年度 (5%) 契約単価を使用する場合	H26 年 4 月以降 (8%)	H26 年 4 月以降 (8%)	初回分: 要 最終分: 要
	H25 年度 (5%) 契約であるが、初回面接の実施年度である H26 年度 (8%) 契約単価を使用する場合	H26 年 4 月以降 (8%)	H26 年 4 月以降 (8%)	初回分: 否 最終分: 否
	契約年度である H26 年度 (8%) 契約単価を使用する場合	H26 年 4 月以降 (8%)	H26 年 4 月以降 (8%)	初回分: 否 最終分: 否
H26 年 4 月以降	契約年度である H26 年度 (8%) 契約単価を使用する場合	H26 年 4 月以降 (8%)	H26 年 4 月以降 (8%)	初回分: 否 最終分: 否

- 5 対応についての考え方は、次のとおりとする。
 - (1) 今回は、改修期間等が無いことなどから、特定健診・特定保健指導のシステム改修は行わず、システムに装備されている支払代行機能を利用することとし、臨時対応する。
 - (2) 保険者・保健指導機関の手をできるだけ煩わせないよう、基本的に連合会・中央会において処理するような仕組とする。
 - (3) なお、連合会・中央会での処理についても、ツール等を活用することにより、システムに管理済みデータから編集する方式として、極力、手作業入力等による誤りをなくし、作業の軽減を図ることとする。

6 具体的対応は、以下の2段階で行う。

〔 詳細は別紙 1 特定保健指導の対価に関する請求支払への対応について(案)参照〕

【第1段階】：消費税率5%を適用した請求・支払

保健指導機関は、従前どおり、「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額を請求する。

国保連合会は、請求内容の点検・確認(保険者への確認を含む)の後、「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額を保健指導機関に支払う。

【第2段階】：差額(消費税3%分相当)の支払*1

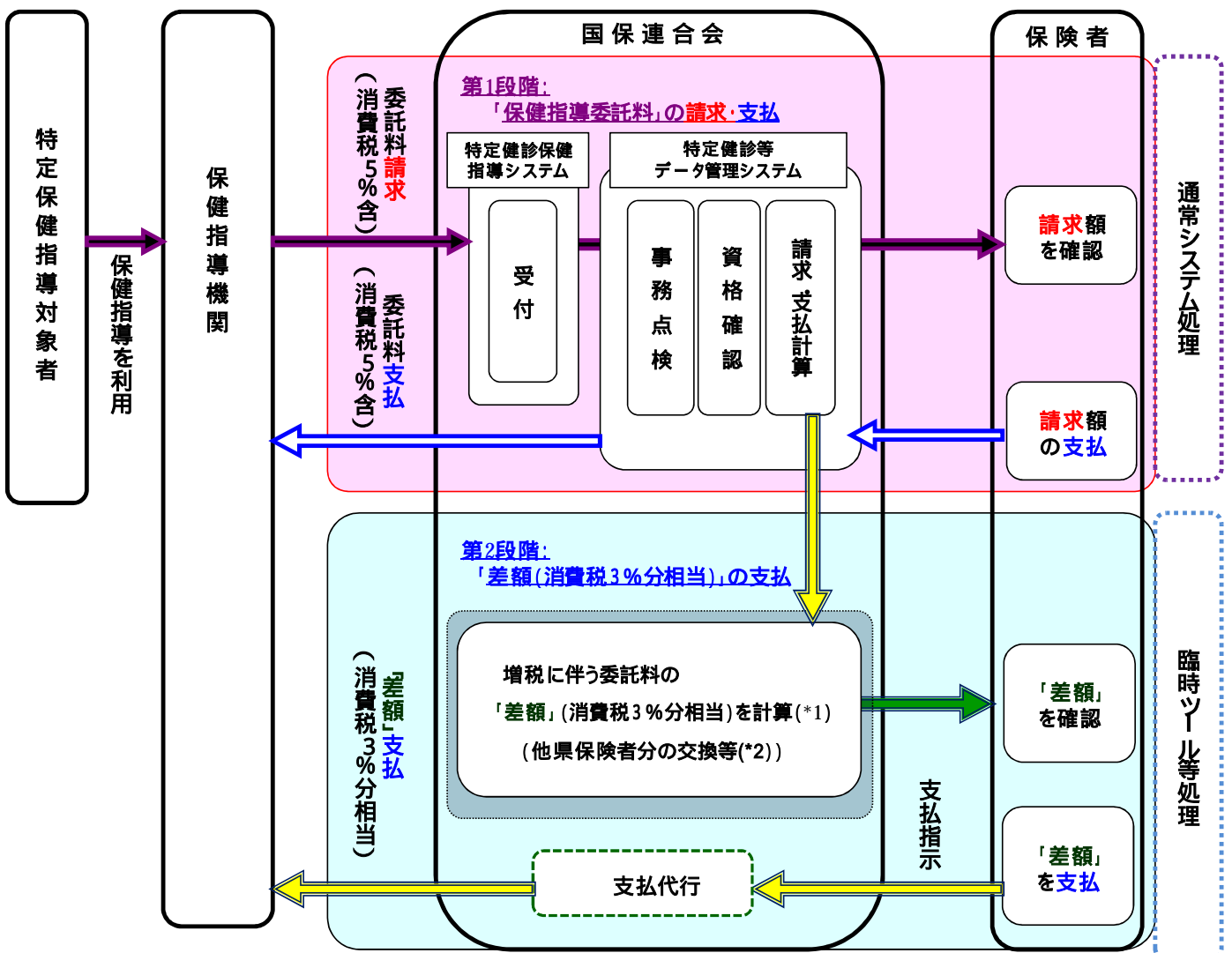
国保連合会は、消費税8%を適用すべき保健指導委託料の請求について、既に【第1段階で】払込が完了している「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額(6)との「差額(消費税3%分相当)」を計算する。

国保連合会は、計算内容を確認*2(保険者への確認を含む)のうえ保健指導機関への「差額(消費税3%分相当)」の支払を行う。

「差額(消費税3%分相当)」の支払時期は、臨時ツールの開発期間及び国保連合会・国保中央会の臨時作業期間等を考慮し、第1回支払を平成26年10月、第2回を平成26年12月、第3回を平成27年3月、第4回を平成27年6月に行う。

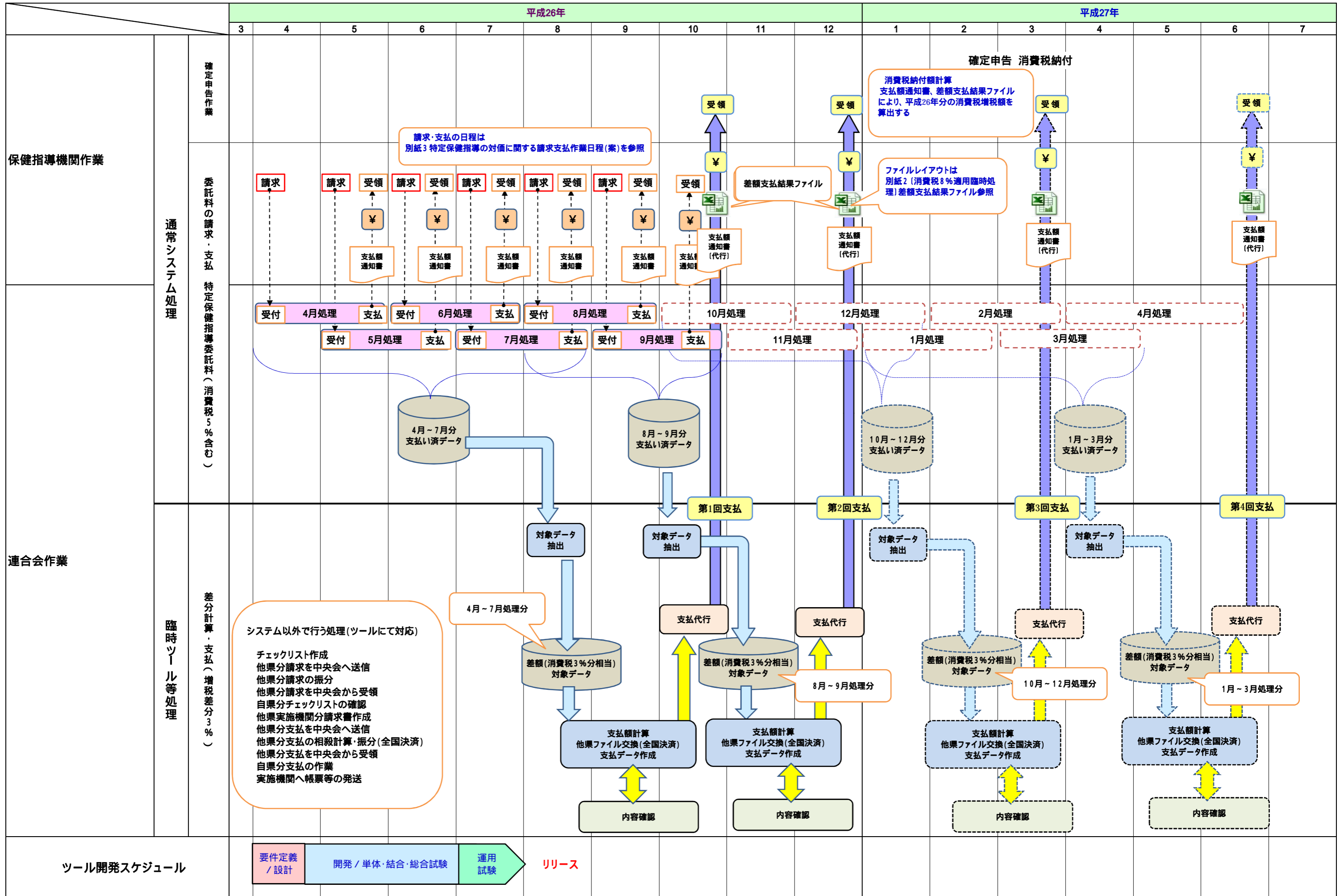
*1:「通常システム処理」以外で「臨時ツール」を作成し「(ア)データ抽出(イ)支払額計算(ウ)支払データの作成」を「臨時ツール等処理」として行う。

*2:他県保険者の被保険者分については、国保中央会にて集約し保険者所在県の国保連合会に送付する。



(図 特定保健指導の対価に関する請求支払への対応)

別紙1 特定保健指導の対価に関する請求支払への対応について(案)



(注)通常運用の平成26年10月以降の請求支払処理について、記載を省略

別紙2 (消費税8%適用臨時処理) 差額支払結果ファイル(案)

件数	実施機関 番号	実施 機関名	取りまとめ 医師会番号	取り まとめ 医師会名	支払先 (医師会 or 実施機関)	保険者 番号	被保険者証 記号	被保険者証 番号	生年月日	性別	氏名	利用券 整理番号	保健指導内容 (初回 or 最終)	保健指導 実施日	請求 受付 年月	保健指導機関 請求金額 (円:5%税込金額)	増税後の 修正金額 (円:8%税込金額)	今回 支払金額(円)	備考	
1	1234567890		1234567890			12345678	キゴウ	123	2014/02/01	男			最終	2014/04/01	2014/5	12600	12960	360		
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				

【実施機関情報】

実施機関番号
 実施機関名
 取りまとめ医師会番号
 取りまとめ医師会名
 支払先(医師会 or 実施機関)

【被保険者情報】

保険者番号
 被保険者証記号
 被保険者証番号
 生年月日
 性別
 氏名

【保健指導情報】

利用券整理番号
 保健指導内容(初回 or 最終)
 保健指導実施日

【請求金額情報】

請求受付年月
 保健指導機関請求金額(5%税込金額)
 増税後の修正金額(8%税込金額)
 今回支払金額
 備考

別紙3 特定保健指導の対価に関する請求支払作業日程(案)

年月		平成26年									平成27年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
通常システム処理	請求	4/8~7	5/8~5	6/6~7	7/8~5	8/6~5	9/6~6	10/7~5	11/6~5	12/6~6	1/7~5	2/6~5					
	費用決済処理																
	支払		26	25	25	25	25	27	25	25	26	25	25	27			
臨時ツール等処理	チェックリスト作成																
	他県分請求を中央会へ送信					12 13		14 15		19 20			15 16				
	他県分請求の振分				14 19		16 21	21		21 26	26		17 22	22			
	他県分請求を中央会から受領				20 21	21	22 23	23		27 28	28		23 24	24			
	自県分チェックリストの確認				22 5		24 10			29 9			27 13				
	他県実施機関分請求書作成					8 9		11 12		10 12			14 15				
	他県分支払を中央会へ送信																
	他県分支払の相殺計算・振分(全国決済)					11 19		14 21	21	16 23	23		19 26	26			
	他県分支払を中央会から受領					22 24	24	25 26	26	24 25	25		27 28	28			
	自県分支払の作業					25 6		27 8		26 6						1 8	
実施機関へ帳票等の発送・支払							27		25			25			25		

作業の詳細は別紙4 各作業の詳細参照

別紙4 各作業の詳細

	作業内容	実施者	場所	各作業	各作業の詳細	備考
1	チェックリスト作成	連合会	DBサーバ	データ抽出	DBよりデータをCSVで抽出する。	0件であっても、0件ファイルを取り込む。 初回は、実施しない。 2、3、4回目に実施。 月次で任意に実施。
			クライアント	データ取込	CSVをツールに取り込む。	
			クライアント	過誤データ取込	ツールに過誤データを取り込む。	
			クライアント	チェックリストファイル作成	ツールにて「チェックリストファイル」を作成する。	
			クライアント	他県分(請求)ファイル作成	ツールにて「他県分(請求)ファイル」を作成する。	
2	他県分請求を中央会へ送信	連合会	ファイル交換サーバ	他県分(請求)ファイル送信	作成した「他県分(請求)ファイル」をファイル交換サーバに設置する。 設置したファイルは、医療保険NWにて夜間に送信される。	0件であっても、0件ファイルを送信する。
3	他県分請求の振分	(中央会)	ファイル交換サーバ	他県分(請求)ファイル受信	全連合会分の「他県分(請求)ファイル」が受信できていることを確認する。	全連合会分が受信できていない場合、全連合会分が受信できるまで作業を中止する。
			クライアント	他県分(請求)ファイル取込	受信したファイルをツールに取り込む。	
			クライアント	他県分(請求)ファイル振分	ツールにて「他県分(請求)ファイル」を他保険者毎に振り分ける。	
			ファイル交換サーバ	他県分(請求)ファイル送信	振り分けした「他県分(請求)ファイル」をファイル交換サーバに設置する。 設置したファイルは、医療保険NWにて夜間に送信される。	
4	他県分請求を中央会から受領	連合会	ファイル交換サーバ	他県分(請求)ファイル受信	「他県分(請求)ファイル」が受信できていることを確認する。	0件であっても、0件ファイルを受信する。
5	自県分チェックリストの確認	連合会	クライアント	他県分(請求)ファイル取込	受信したファイルをツールに取り込む。	0件であっても、0件ファイルを取り込む。 0件の場合、当作業は省略する。
			クライアント	チェックリスト内容確認	チェックリストについて、次の観点を確認する。 ・「過誤調整結果通知書」帳票と比較し、過誤データが反映されていること。 ・契約覚書と比較し、正当な金額であること。 なお、確認の結果、誤りがあった場合は、修正する	
6	他県実施機関分請求書作成	連合会	クライアント	払込請求書作成	ツールにて他県実施機関分の「払込請求書」を作成する。	0件の場合、当作業は省略する。 0件であっても、0件ファイルを作成する。
			クライアント	他県分(支払)ファイル作成	ツールにて「他県分(支払)ファイル」を作成する。	
7	他県分支払を中央会へ送信	連合会	ファイル交換サーバ	他県分(支払)ファイル送信	作成した「他県分(支払)ファイル」をファイル交換サーバに設置。 設置したファイルは、医療保険NWにて夜間に送信される。	0件であっても、0件ファイルを送信する。

	作業内容	実施者	場所	各作業	各作業の詳細	備考
8	他県分支払の相殺計算・振分 (全国決済)	(中央会)	ファイル交換サーバ	他県分(支払)ファイル受信	全連合会分の「他県分(支払)ファイル」が受信できていることを確認する。	全連合会分が受信できていない場合、全連合会分が受信できるまで作業を中止する。
			クライアント	他県分(支払)ファイル取込	受信したファイルをツールに取り込む。	0件であっても、0件ファイルを取り込む。
			クライアント	他県分(支払)ファイル相殺計算	ツールにて「他県分(支払)ファイル」の相殺計算を実施する。	
			ファイル交換サーバ	他県分(支払)ファイル送信	相殺計算した「他県分(支払)ファイル」をファイル交換サーバに設置する。 設置したファイルは、医療保険NWにて夜間に送信される。	0件であっても、0件ファイルを送信する。
9	他県分支払を中央会から受領	連合会	ファイル交換サーバ	他県分(支払)ファイル受信	「他県分(支払)ファイル」が受信できていることを確認する。	0件であっても、0件ファイルを受信する。
10	自県分支払の作業	連合会	クライアント	他県分(支払)ファイル取込	受信したファイルをツールに取り込む。	0件であっても、0件ファイルを取り込む。
			クライアント	差額支払結果ファイル作成	ツールにて「差額支払結果ファイル」を作成する。 なお、作成したファイルのコピーを連合会にて保管する。 (次回に使用するため)	0件であっても、0件ファイルを取り込む。
			クライアント	支払代行データ作成	ツールにて「支払代行データ」を作成する。	0件の場合、以降の作業は省略する。 【支払代行機能を使用しない場合】 当該作業を省略し、実施機関への振込等の作業は連合会独自運用として行う。
			クライアント	支払代行データ登録	「バッチ」又は「オンライン」により支払代行データを特定健診等データ管理システムに登録する。 【バッチ登録】 ・作成した「支払代行データ」をシステムにアップロードする。 【オンライン登録】 ・「差額支払結果ファイル」も基づきオンライン入力する。	
11	実施機関へ帳票等の発送	連合会	-	夜間処理	登録した支払代行データに基づき、夜間処理にて、支払を行う。	通常運用の支払処理にマージされる。 以降の作業は、通常運用として取り扱う。
			-	保険者請求	ツールにて作成した「払込請求書」とシステムで作成した「払込請求書」をもって、保険者へ請求する。 なお、「支払代行」機能を使用した場合、システムより他県保険者分の「払込請求書」と「健診等機関別請求内訳書」が出力されるが使用しない為、破棄する。	通常運用
			-	実施機関支払通知	システムにて作成された「支払額通知書」等とツールにて作成された「差額支払結果ファイル」を併せて実施機関へ郵送する。	通常運用
			-	実施機関支払	システムにて作成された振込ファイルにて、実施機関への支払をする。	通常運用

別添1

覚書例(集合契約の場合)

●●健康保険組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と社団法人●●市(●●県)医師会(以下「乙」という。)とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年●月●日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書(以下「契約書」という。)について、次のとおり覚書を締結する。

平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合(同年3月31日までに初回面接を実施)の委託料(初回面接分支払額に限る)は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年●月●日

委託者(甲) ●●健康保険組合ほか○保険者
契約代表者
●●健康保険組合
(保険者番号 XXXXXXXXX)
●●県●●市●●●1-1-1
理事長 ● ● ● ●

受託者(乙) 社団法人●●市(●●県)医師会
●●県●●市●●●1-1-1
会長 ● ● ● ●

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	支払条件
特定 保健 指導 (*)	動機付け支援	●,●●●●円	●,●●●●円	面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担額を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	●●,●●●●円	●●,●●●●円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

別添2

覚書例(個別契約の場合)

●●市(国保保険者(以下「甲」という。))と社団法人●●市(●●県)医師会(以下「乙」という。)とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年●月●日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書(以下「契約書」という。)について、次のとおり覚書を締結する。

記

(消費税法等改正に伴う委託料単価)

第1条 平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合(同年3月31日までに初回面接を実施)の委託料(初回面接分支払額に限る)は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

(消費税法等改正に伴う差額の支払い)

第2条 税法改正前の1人当たり委託料単価(消費税含む)と税法改正後の1人当たり単価(消費税含む)との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価(消費税含む)による委託料の支払いを行った後に行うものとする。

2 前項の差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。

(支払日)

第3条 前条第1項の支払いは、契約書第6条第1項に基づく請求であって、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。

2 乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合には、その請求を行った日を前項の請求が行われた日とする。

(有効期間)

第4条 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年●月●日

委託者(甲) ○○市
 ●●県●●市●●●●1-1-1
 市長 ● ● ● ●

受託者(乙) 社団法人●●市(●●県)医師会
 ●●県●●市●●●●1-1-1
 会長 ● ● ● ●

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	支払条件
特定 保健 指導 (*)	動機付け支援	●,●●●●円	●,●●●●円	・面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担額を差し引いた保険者負担額の(A/10)を支払 残る(B/10)は実績評価終了後に支払
	積極的支援	●●,●●●●円	●●,●●●●円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の(C/10)を支払 ・残る(D/10)は実績評価終了後に支払(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が(E/10)、実績評価が(F/10)) ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、「(左記金額－徴収する自己負担額)×継続的支援分(E/10)」×(実施済ポイント数/契約ポイント数)の金額を支払

*A+B=10 C+D=10 D=E+F

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。